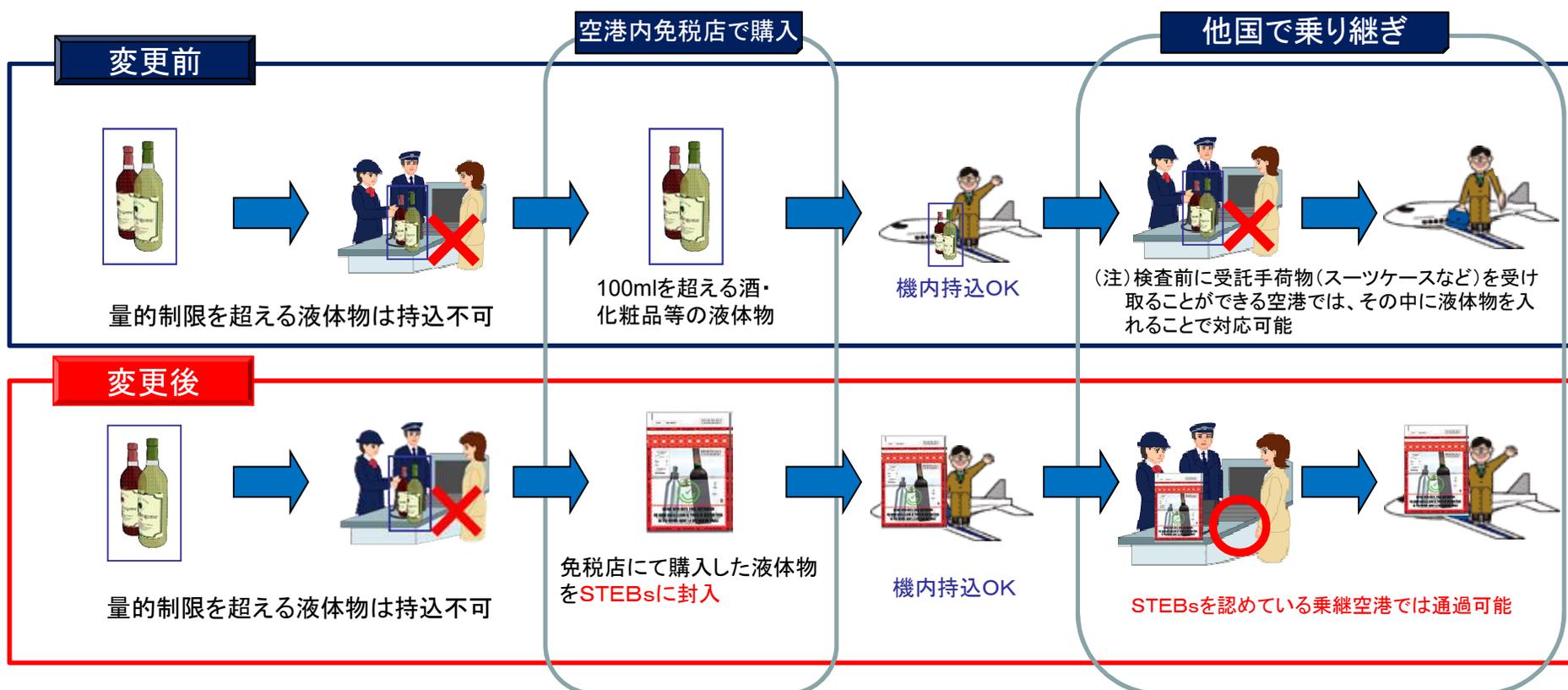


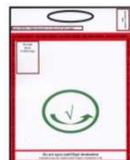
空港内免税店における液体物の取扱い変更について

ポイント

- 海外の空港で国際線を乗り継ぐお客様も、100mlを超える液体物を空港内免税店で購入可能
- 対象範囲：出発の保安検査後にある空港内の免税店、市街地の空港型免税店
(市中にある消費税免税店は対象外)
- スケジュール：平成27年10月27日～ 成田、関西、中部空港で導入
平成27年12月中(予定)羽田空港で導入



STEBsとは、Security Tamper Evident Bagsの略。封をした後にあけた場合、開封されたことが確認できる特殊な袋。空港の免税品店の液体物が放棄される問題を打開するために考案され、国際的に仕様が定められている。



国際線の液体物量的制限規制
各容器が100ml以下で、1リットルのジッパー付透明プラスチック袋に入れたもののみ持ち込み可能。

